

**Abeam Consulting**  
**2006 JAPAN CUP**  
**SAILING INSTRUCTIONS**

01 . レース日程

- 1 ) 9月09日(土) 10:00 ~ 16:00 インспекション・体重計測 於 シーボニア  
10日(日) 10:00 ~ 16:00 インспекション・体重計測 於 シーボニア  
13日(水) 10:00 ~ 16:00 インспекション・体重計測 於 シーボニア  
15:00 ~ 16:00 艇長会議  
於 シーボニア・クラブハウス・レストラン
- 14日(木) 08:00 ~ 08:30 出艇申告および追加体重計測  
09:55 最初のインショア・レース 予告信号 [ R 1 & R 2 ]  
18:00 ~ 20:30 ウェルカムパーティー  
於 シーボニア・クラブハウス・レストラン
- 15日(金) 08:00 ~ 08:30 出艇申告および追加体重計測  
09:55 最初のインショア・レース 予告信号 [ R 3 & R 4 ]  
18:30 ~ 21:00 オーナーズ・パーティー  
於 シーボニア・クラブハウス・レストラン
- 16日(土) 07:30 ~ 08:00 出艇申告および追加体重計測  
08:55 オフショア・レース 予告信号 [ R 5 ]
- 17日(日) 08:00 ~ 08:30 出艇申告および追加体重計測  
09:55 最初のインショア・レース 予告信号 [ R 6 & R 7 ]
- 18日(月) 08:00 ~ 08:30 出艇申告および追加体重計測  
09:55 インショア・レース 予告信号 [ R 8 ]  
注 . 予告信号は 13:00 以降は発しない。  
16:00 ~ 19:00 表彰式  
於 シーボニア・クラブハウス・レストラン
- 2 ) 本シリーズ・レースはオフショア 1レース および インショア 7レースの合計8レースを予定する。

02 . 適用規則

1 ) **The Racing Rules of Sailing (RRS) 2005-2008**

但し、夜間(日没~日の出)ならびに昼間(日の出~日没)の視界制限状態においては、RRS第2章の規則に代わって、国際海上衝突予防法(IRPCAS)第3章の規則および航路権に関わる国内法規が適用される。

2 ) IMS Rule 2006

3 ) IMS Regulations 2006

4 ) JSAF-SR 2005-2006

5 ) レース公示および本帆走指示書

### 03．広告表示

- 1) 本シリーズ・レースはI S A F 広告規定・カテゴリーCの大会とする。
- 2) 主催者より、レース艇に対し広告を表示する旨の要請があった場合には、この要請に従わなければならない。

### 04．クラス

クラスはAクラスおよびBクラスとする。

### 05．競技者への通告

競技者への通告はレース本部前に設置された公式掲示板により行う。

### 06．帆走指示書の変更

- 1) 帆走指示書の変更は、それが発効する日の当日08:00までに公式掲示板により通告する。  
但し、オフショア・レースに関する変更は当日の07:30までに通告する。
- 2) レース日程の変更は、それが発効する日の前日19:00までに公式掲示板により通告する。
- 3) 海上における帆走指示書の変更は、本部艇にL旗（音響信号一声）を掲揚し、各艇に口頭により通告する。

### 07．陸上で発する信号

- 1) 陸上で発する信号はハーバー事務所前のポールに掲揚される。
- 3) AP旗が掲揚（音響信号二声）された場合は、「レースは延期された。予告信号は、AP旗降下（音響信号一声）75分以降に発せられる。」ことを意味する。（レース信号・AP旗の変更）

### 08．出艇申告

- 1) 出艇申告は、所定の申告書に必要事項を記入の上、艇長が署名し、各レース日の08:00～08:30の間にレース本部に提出すること。  
但し、オフショア・レースの出艇申告は当日の07:30～08:00の間に提出すること。
- 2) 出艇申告書を提出し、スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース本部に直ちに報告しなければならない。  
但し、上記報告は、当該艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。

### 09．海上確認

レース参加艇は、各レース日の最初の予告信号時刻の20分前から同時刻までの間にセール番号を表示して、L旗を掲揚した本部艇のスターンから同艇の近傍を通過し、出艇および乗員数の確認を受けなければならない。

## 10 . レース旗・クラス識別旗

- 1 ) レース参加艇は、J S A F レース旗を掲揚し、かつ、その旗の下に次のクラス識別旗を連ねて掲揚しなければならない。但し、上記識別旗の下端はデッキから 1 . 5 m 以上とする。

クラス識別旗     Aクラス：グリーン旗

                    Bクラス：ピンク 旗

- 2 ) J S A F レース旗およびクラス識別旗は、海上確認の時点からフィニッシュまたは棄権するまでの間、バックステーに掲揚しなければならない。

## 11 . 公式運営艇の識別旗

本 部 艇                         : J S A F エンサイン

本部艇以外の公式運営艇     : J S A F バージ

ジュリー・ボート             : 国際信号旗 [ J ]

インスペクション・ボート : 国際信号旗 [ Q ]

報 道 艇                         : 国際信号旗 [ R ]

## 12 . レース海域

インショア・レース : 相模湾・佐島沖( 参考: 北緯 35 ° 14 00 / 東経 139 ° 33 24 )  
の地点を中心とする半径 2 . 0 マイルの海域とする。

オフショア・レース : 相模湾・小網代沖 ~ 大島風早沖にいたる海域とする。

## 13 . インショア・レースのコース

- 1 ) インショア・レースのコースは、次の [ 1 ] または [ 2 ] の風上 / 風下コースとし、各マークを左側に見て回航しなければならない。

コース [ 1 ] : ( 3 LAPS )

スタート 風上マーク 風下マーク 風上マーク 風下マーク 風上マーク フィニッシュ

コース [ 2 ] : ( 3 LAPS & 1 LEG )

スタート 風上マーク 風下マーク 風上マーク 風下コース

風上マーク 風下マーク フィニッシュ

- 2 ) 風下マークはスターティング・マークとする。  
3 ) 本部艇はコース信号として数字旗 [ 1 ] または [ 2 ] を予告信号前に掲揚する。  
4 ) 本部艇は風上マークまでのコンパス方位ならびに大凡の距離を予告信号前に掲示する。

#### 14. オフショア・レースのコース

- 1) オフショア・レースのコースは、スタート（小網代沖に設置されたスターティング・ライン）大島・風早沖マーク） 網代崎浮標 フィニッシュ（小網代湾口に設置されたフィニッシング・ライン）とする。

上記マークは左側に見て回航し、かつ、網代崎浮標は右側に見て通過しなければならない。

注．大島・風早沖マーク（参考：北緯34°47'45" / 東経139°23'44"）

- 2) 大島・風早沖マークには、夜間、白色・点滅灯を装着する。
- 3) ウェザーマークを設置した場合には、回航信号として、本部艇にW旗と緑色旗または赤色旗を予告信号前に掲揚する。  
回航信号 緑色旗：ウェザーマークを右側に見て回航すること。  
赤色旗：ウェザーマークを左側に見て回航すること。
- 4) オフショア・レースのコース短縮は行わない。

#### 15. マーク

マーク（ウェザーマークおよび大島・風早沖マークを含む）は黄色円筒形ブイを使用する。

#### 16. スタート

- 1) レースはRRS 26に従い全クラス同時にスタートする。
- 2) スターティング・ラインは、本部艇（スターボード・エンド）のオレンジ旗を掲揚したマスト若しくはポールとスターティング・ライン・マーク（ポート・エンド）の間とする。
- 3) レース委員会は、リコール艇があった際には、VHF 74チャンネルにより当該艇のセール番号若しくは艇名を放送することがある。  
但し、放送の電波状況に因る受信の不能または放送の順番に因る受信の遅速等は救済の要求の理由にはならない。「RRS 62.1の変更」
- 4) スタート信号から5分経過後にスタートする艇は「DNS」と記録される。（A4 - 変更）

#### 17. コースの次のレグの変更

コースのレグを変更する場合には、次のレグのマーク（またはフィニッシング・ライン）を新し位置に設置し、次のレグの起点となる回航マークの附近において、公式運営艇は、全艇に対し、同レグの帆走を始める前にC旗を掲揚し、かつ、反復音響信号を発し、新しいレグのコンパス方位と大凡の距離を掲示して通告する。（RRS 33の変更）

但し、通告の時点では次のマーク（またはフィニッシング・ライン）が新しい位置に設置されていないこともある。

## 18 . インショア・レースのフィニッシュ

- 1) インショア・レースのフィニッシング・ラインは、ブルー旗を掲揚した本部艇または運営艇のオレンジ旗を掲揚したマスト若しくはポールとフィニッシング・マークの間とする。
- 2) 各レース日において、最初のレースに引き続いてレースを実施する場合には、ブルー旗を掲揚した本部艇または公式運営艇にA旗を掲揚する。  
最初のレースをフィニッシュした艇は次のレースのスターティング・エリアに向けて速やかに移動すること。

## 19 . オフショア・レースのフィニッシュ

- 1) オフショア・レースのフィニッシング・ラインは、ブルー旗を掲揚した本部艇または運営艇（スターボード・エンド）のオレンジ旗を掲揚したマスト若しくはポールとフィニッシング・マーク（ポートエンド）の間とする。  
夜間は、本部艇には停泊灯および赤色灯2個を表示し、フィニッシング・マークには赤白・閃光灯を装着する。
- 2) レース参加艇は、フィニッシュする際には、携帯電話により、自艇のセール・ナンバーと艇名を推定フィニッシュ時刻の30分前に本部艇に連絡すること。
- 3) レース参加艇は、夜間にフィニッシュする際には、本部艇が自艇のフィニッシュを確認できるようにフラッシュライトでセールナンバーを照射すること。

## 20 . タイムリミット

- 1) インショアレースのタイムリミットは、スタート信号150分後またはクラス別に関係なくトップ艇フィニッシュ60分後とし、いずれか遅い方の時刻とする。
- 2) オフショア・レースのタイムリミットは9月16日21:00とする。
- 3) 上記タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇はDNFと記録される。

(RRS 35 & A4の変更)

## 21 . ペナルティー

- 1) IMS 証書に関わる重大な規則違反については、プロテスト委員会の判断により、失格または順位ペナルティー（50%）を適用することができる。
- 2) RRS 第2章に関わる規則違反については、失格または失格に代わる罰則として、インショア・レースにおいては2回転ペナルティー（RRS 44.1 / 44.2）を適用し、かつ、オフショア・レースにおいては得点ペナルティー（RRS 44.3）が適用される。
- 3) オフショア・レースにおけるリコールに関わる規則違反については、OCS に代わる罰則として、タイム・ペナルティー（20%）が適用される。  
レース委員会は審問を受けずに本規定を適用することができる。（RRS 63.1の変更）
- 4) その他の規則違反については、プロテスト委員会の判断により、失格または失格に代わる罰則としてタイム・ペナルティー（5%）を適用することができる。  
但し、軽微な規則違反については、プロテスト委員会の判断により、罰則を適用しないことがある。

## 2.2 . 抗議 ( 救済の要求 )

- 1 ) 抗議 ( 救済の要求 ) は R R S 6 1 ( R R S 6 2 ) に従い行わなければならない。  
抗議を提出する艇は、赤色旗を掲揚してフィニッシュし、かつ、フィニッシュ後、その旨を本部艇または公式運営艇に直ちに報告しなければならない。( R R S 6 1 . 1 の 変更 )
- 2 ) レース委員会またはプロテスト委員会によるレース艇に対する抗議の通告は下記 3 ) の抗議締切時間内に公式掲示板により行う。[ R R S 6 1 . 1 ( b ) の変更 ]
- 3 ) 抗議は所定の抗議書に必要事項を記入し、各レース日の最終レース終了後 2 時間以内にレース本部に提出しなければならない。  
但し、オフショア・レースについては自艇フィニッシュ後 2 時間以内とする。
- 4 ) 抗議に関わる事項は抗議締切時刻後 30 分以内に公式掲示板により通告する。
- 5 ) 抗議の当事者並びに証人等は指定された日時に審問室の前で待機していること。

## 2.3 . 帰着申告

帰着申告は所定の申告書に必要事項を記入の上、艇長が署名し、各レース日の最終レース終了後あるいはレースの延期または中止の決定後 2 時間以内にレース本部に提出しなければならない。  
但し、オフショア・レースについては自艇フィニッシュ後 2 時間以内とする。

## 2.4 . 順位・得点

- 1 ) Performace Curve Scoring を適用し、かつ、インショア・レースには Variable Handicap ( Percentage ) / オフショア・レースには Ocean Race Course を使用する。  
但し、タイムアローワンスはダイナミック・アローワンス (  $\times 1$  ) および エイジ・アローワンス (  $1 \times$  ) を適用する。
- 2 ) 上記方式から算出した結果が小さい方の艇を上位とし、同一の場合には G P H の数値の大きい方の艇を上位とする。
- 3 ) レースの得点は、R R S 付則 A の低得点方式を適用し、本シリーズ・レースの総合得点は成立したレースの合計得点とする。  
但し、レースが 7 レース以上成立した場合には全レースの中で最も悪い得点を除外した合計得点とする。  
注：レースの得点係数は全レース 1 . 0 とする。
- 4 ) 総合得点在同一の場合には G P H の数値の大きい方を上位とする。( A 8 の変更 )

## 2.5 . シリーズ・レースの成立

本シリーズ・レースは 3 レースの完了を以って成立する。

## 2.6 . 安全装備 ( ライフジャケット・ジャックライン )

落水事故を防止する為、オフショア・レースにおいては、常時、ライフジャケットおよびジャックラインを着用または装着し、インショア・レースにおいては、海況に応じて、着用または装着しなければならない。

## 27. 飲料物

飲料物の最大搭載量は、1日一人当たり、4.0リットルとし、かつ、1日一人当たり、1.0リットル以上の飲料物を搭載しなければならない。[IMS Rule 313 (Note) の変更]

## 28. インスペクション

- 1) レース委員会は、各レースの予告信号前および各艇フィニッシュ後、陸上および海上において、随時、インスペクションを行うことができる。
- 2) レース参加艇は、フィニッシュ後、指定繫留場所に戻るまでは、艦装・装備に関わる搭載品をレース状態の俛にして、移動・調整等を行ってはならない。  
但し、セールをセールバックに入れたり、マストのテンションを緩和することは、この限りではない。
- 3) 艇長はインスペクションの際には立ち会わなければならない。

## 29. 支援艇

- 1) 支援艇は、レースの準備信号から全艇がフィニッシュするまでの間あるいはレース委員会が延期信号または中止信号あるいはゼネラルリコール信号を発するまでの間は、次のエリアに入ってはならない。
  - a) スターティング・ラインまたはその延長線から100m以内のエリア
  - b) レース海面から200m以内のエリア
  - c) レース艇から150m以内のエリア (オフショア・レースにも適用)
- 2) 上記1) に違反した場合には、プロテスト委員会は、当該支援艇が関わる艇に対し、同委員会の判断により、当該レースを失格とするか あるいは その他の措置を講ずることができる。
- 3) 上記1) の違反についてはレース艇は抗議することはできない。[RRS 60.1 (a) の変更]

## 30. 上架・指定繫留場所

- 1) レース参加艇は本シリーズ・レースの最初のレースのスタート信号から最後のレースが終了するまでの間は、プロテスト委員長の事前の許可を得ている場合を除き、艇を上架したり、又、指定された繫留場所から移動させてはならない。
- 2) 上記1) の許可は、所定の申請書に記入して、プロテスト委員長に申請しなければならない。
- 3) 上記1) に違反した場合には、プロテスト委員会は、同委員会の判断により、その違反に最も近いレースまたは次に近いレースならびにそれ以降のレースの1部または全部を失格 (DNE) とすることができる。[RRS 64.1 (c) の変更]
- 4) 上記1) の違反についてはレース艇は抗議することはできない。[RRS 60.1 (a) の変更]

### 3 1 . 無線通信

無線送受信機（無線電話・携帯電話も含む）は、遭難・緊急・安全の各通信ならびに帆走指示書に定める通信を除き、レース中は送信および受信に使用してはならない。

但し、全参加艇が受信できない情報を除き、遭難・緊急・安全の各通信ならびに全参加艇が受信できる情報（天気予報・海象気象に関する情報等）は受信することができる。

### 3 2 . J S A F 環境キャンペーン

海にゴミなどを投棄してはならない。

### 3 3 . 賞

ジャパンカップ総合優勝杯 （総合優勝艇）

アビーム・コンサルティング杯（総合優勝艇）

神奈川県知事杯 （Aクラス優勝艇）

（ 同 2位～3位）

三浦市長杯 （Bクラス優勝艇）

（ 同 2位～3位）

シーボニア・ヨットクラブ 理事長杯 （ ）

レース・ウイナー杯 （各レース総合優勝艇）

### 3 4 . 責任の所在

1 ) レースに参加する艇および乗組員の安全確保はオーナーの避けられない責任であり、かつ、艇長および乗組員は全て自己の責任においてレースに参加する。

2 ) 主催・後援・協賛・協力に関わる諸団体は、レースに参加する艇長および乗組員ならびに艇の安全について、何ら責任を負うものではない。

### 3 5 . レース本部

所 在 地：神奈川県三浦市三崎町小網代 1 2 8 6 <ベイショア・レストラン>

期 間：9月13日（水）～9月18日（月）

但し、開設時間は07：00～18：00とする。

TEL . 0 4 6 - 8 8 2 - 5 4 2 0 / FAX . 0 4 6 - 8 8 2 - 5 4 2 1

本 部 艇：TEL . - -